

京都市個人情報保護規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第65号

京都市個人情報保護規則の一部を改正する規則

京都市個人情報保護規則の一部を次のように改正する。

第31条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第15号中「第12条第3項に規定する被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

第62条中「総合企画局デジタル化戦略担当局長」を「総合企画局プロジェクト・デジタル化戦略担当局長」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第62条の改正規定 令和8年4月1日
- (2) 第31条第5号の改正規定 令和8年6月14日
- (3) 第31条第15号の改正規定 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）第14条の規定の施行の日

(総合企画局デジタル化戦略推進室)